

杉並区議会議長  
脇坂 たつや 殿

## 公党を誹謗し、議会の品位を貶めた 島田議員の発言の取り消しを求める申し入れ

2022年9月13日  
日本共産党杉並区議団

本日の代表質問での杉並区議会公明党の島田敏光区議会議員の日本共産党にかかる発言は、事実を捻じ曲げ公党を誹謗するものです。

区政のための建設的議論が求められる区議会の場で、島田議員の発言が共産党への攻撃に終始したことは、杉並区議会の品位を貶めるものです。

地方自治法は、第132条で品位の保持を定め「議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定しています。

杉並区議会会議規則は、第104条で秩序及び品位の尊重を定め「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない」と規定しています。

島田議員の発言は、こうした法及び規則に反する行為です。

また、地方自治法第129条では「議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ」と明記しています。

書籍「議員・職員のための議会運営の実際7」では、「議員が不穏当発言をしたとき、議長は取り消し命令を出すことができます。」「これをしませんでしたと不穏当発言が配布用の会議録に残ってしまい適当ではありません。」と記載しています。

よって、議長は島田議員にたいし、日本共産党を誹謗する発言の取り消し命令を行うことを強く要請します。

以上